

# 部活動（運動部・文化部）に係る運営方針

（改訂版）

令和6年4月

茨城県立盲学校

## 部活動の基本的考え

- 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動として、教育課程には含まれないものの、学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられ、実践されている。その結果、長年にわたり生徒の体力や技術の向上はもとより、豊かな人間性の育成にも寄与していることから、学校の教育目標に基づき、計画的に実施する。
- 本校では、スポーツ庁通知「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、県から示された「部活動の運営方針」をもとに、適切な休養日や活動時間の上限等を設定することのほか、生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備や大会等の見直し等を行い、適切な部活動の運営を図っていく。
- 本方針は、県で示された次の4つの柱をねらいとして策定する。
  - 1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底
  - 2 適切な運営のための体制整備
  - 3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備
  - 4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

## 1 適切な休養を確保するための活動時間の徹底

### (1) 適当な休養日等の設定

#### ア 部活動の活動時間

- 1日の活動時間は、平日は1時間半を上限とし、休業日は原則実施しない（週の活動時間は6時間を上限とする）。公式大会等を控えている場合のみ、校長の判断により、前週の休日（土日いずれか）において、上限を3時間として活動することを可とする。（その場合、週の活動時間の上限は9時間までとし、3時間分は他の平日に振替える。）合理的でかつ効率的、効果的な活動を行う。
- 長期休業期間に合宿を行う場合も上記に従って実施する。

#### イ 部活動の朝の活動

- 原則として朝の活動は行わない。（大会等の直前かつ、放課後のみの活動では施設等を使用できないケースに限り朝の活動を認める。実施する場合も、放課後の活動と合わせ1日当たりの上限の範囲内で活動する。）

#### ウ 部活動の休養日の設定

- 学期中は、週当たり中学部・高等部共に3日以上（平日は少なくとも1日、休日の練習は原則行わない）を休養日とする。
- 週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整する。
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いをする。
- 長期休業中に、1週間以上の連続した長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 原則として、定期試験実施1週間前を休養日として設定する。

#### エ 休養の必要性の啓発

- 競技等によって休養の必要性等の度合いは異なるため、運動等の強度や活動時間などに応じて、休養が不足しないよう綿密な計画を月単位で立案する。

### (2) 学校単位で参加する大会等の見直し

- 全国盲学校体育連盟、関東地区盲学校体育連盟、茨城県中学校体育連盟、茨城県高等学校体育連盟、茨城県教育委員会、市町村教育委員会が定める参加する大会数の上限の目安を踏まえ、参加する大会等を精査する。大会等や練習試合等に参加することの教育的価値をより高められるよう、大会等の参加数の上限について、公式大会等を含め、原則1年間6回までとする。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 望ましい運営体制の構築

#### ア 生徒による主体的な企画・運営の導入

- 生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知徹底する。
- 部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。

## イ 費用負担、部活動の位置づけの見直し

- 部活動は任意加入であり、その参加費や旅費等は本来受益者負担が原則であることを踏まえ、校長は、部活動に係る費用の徴収方法や、中体連・高体連等や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について全保護者の理解を得るとともに、適切になるよう見直す。
- 校長は、全保護者に対し、PTA・後援会等への加入前に充当について説明し理解を得るとともに、部活動加入生徒の保護者等で構成する組織を構築するなど、部活動未加入生徒とその保護者に対し十分に配慮した取扱いとする。

## ウ 部顧問の委嘱等

- 部顧問の決定に当たり、校務の精選を図り、教育課程の着実な実施とそれに付随する業務が効率的・効果的に推進できる組織体制を構築した上で、部活動指導員の配置状況を勘案しながら、可能な限り部活動加入生徒が充実した活動ができるよう体制づくりに配慮する。
- 各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等をとおり、各部の活動状況の把握に努めるとともに生徒が安全に活動し、かつ生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、必要な支援と是正指導を行う。

## (2) 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組

### ア 部顧問対象研修の設定

- 教育委員会、学校及び各種団体等においては、地域移行を視野に入れながら、特に競技・指導経験がない部顧問に対して、指導に必要な基礎的・基本的な知識の習得や、生徒に対応する部顧問としての資質の向上を期して、必要な研修の機会を設定する。
- 学校は、教育委員会や各種団体等が行う部顧問対象の研修、部活動指導員の募集・研修等に協力する。

### イ リスクマネジメントのための専門的指導力を高める取組

- 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
- 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・芸術・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト（燃え尽き症候群）することなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

### ウ 熱中症事故の防止

- 気象庁の高温注意情報、環境省の暑さ指数（WBGT）が危険と発せられた時間帯における屋外の運動を原則行わない。
- 実施が可能と判断し活動する際にも、生徒の健康管理を第一優先に考え、参加生徒の健康観察を実施し、長時間のランニングや激しい運動は避け、こまめな水分・塩分の補給や休息の取得等、生徒の健康管理を徹底する。

### エ 事故、体罰、ハラスメントの防止

- 部活動における、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

### オ その他

- 感染症対策として、活動前後の健康観察、消毒、換気を徹底する。

### (3) 方針・計画・実績の公表と検証

#### ア 方針等の策定

- 「県運営方針」に則り、毎年度、「学校方針」を策定する。
- 部顧問は、次の計画及び実績を作成し、校長に提出する。
  - 年間の活動計画 平日・休日における活動日・休養日・参加予定大会等
  - 毎月の活動計画
  - 活動日時・場所、休養日、大会参加日時等
  - 毎月の活動実績
- 学校方針・年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し公表する。

#### イ 活動状況の検証とフォローアップ

- 毎月の活動計画・活動実績により、各部活動の活動状況を把握し、必要な支援や是正指導を行うなど適切な運用を徹底する。

### 3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

#### (1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

##### ア 多様な志向への対応例

- シーズン制の導入等により、複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験できるよう努める。
- 活動日数や活動時間を不断に見直し、生徒が希望すれば、特定の種目等だけでなく、科学を含む他の分野の部活動や、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるようにする。

##### イ 誰もが参加できる活動の工夫

- 運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

#### (2) 地域移行の推進

##### ア 段階的な地域移行

- 各学校において、生徒が個々のニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境と、教員が学習や生活・進路面等で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境を整備するため、令和5年度から、部活動を段階的に地域移行するための方策を検討する会議を設ける。

##### イ 部活動時間の縮減等

- 教育委員会及び校長は、活動日を減じるなどにより、生徒が部活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じる。
  - 併せて、既存の部活動以外に、学校の設置者や地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体との連携を強化し、生徒の多様な志向に応じた活動ができる場を地域等に設定するよう働きかける。
- 部活動以外の活動に生徒が参加するに当たっては、生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるよう、生徒・保護者に対して理解を促す。

##### ウ 地域移行と地域クラブ活動の環境整備への協力

- 県教育委員会は、希望する教員が移行後の地域クラブでの指導を行うための仕組みとして、兼職兼業に係る許可条件や基準等について別途要項を定め、県立学校の教員に対して、別途要項に基づき、本人及び学校全体の公務の遂行に不均衡や支障を生じさせないなどの範囲において、兼職兼業について適切に承認する。

○学校は、地域クラブ活動やその指導者の資質向上に係る研修等の取組をはじめ、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に、可能な範囲で協力する。

#### **4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築**

##### **(1) 複数顧問制の推進等**

###### **ア 部活動数の精選と複数顧問制の推進**

○生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選する。また、校務分掌において特定の教員のみが継続的に部活動に関わる状況を作らないよう留意し、部活動の指導にあたる時間の平準化を図る。